循環器病対策推進計画（骨子）に頂いた御意見

R3.5.27

ご意見	追加、修正点	
全体目標の内容について。	P4	Ⅱ全体目標に「健康寿命の延伸」、「脳血管疾患、心疾患による年齢調整死亡率」の２点を記載。
「医療」「在宅医療」という文言には「歯科医療」「訪問歯科診療」も含まれるか。歯と口腔の健康は全身の健康と密接に関連しているため、周知啓発の意味もこめて記載しては。	P20～	〈リハビリテーション体制〉部分を中心に、「歯科医療」「訪問歯科診療」といった歯と口腔の健康について記載。
	P21 P22 P23	○脳血管障害患者は口腔機能の維持、向上も重要であり、誤嚥性肺炎を予防するためにも、歯科医師や歯科衛生士等による口腔ケアや、言語聴覚士、摂食・嚥下認定看護師（特定認定看護師）等による嚥下機能評価・訓練の実施が一層重要になっています。 ○在宅療養で積極的な役割を果たす在宅療養支援診療所、在宅療養支援病院、在宅療養支援歯科診療所、訪問看護ステーション、栄養ケアステーション、訪問薬剤管理指導を行う薬局や健康情報拠点としての健康サポート薬局等の医療資源の整備、充実を図る必要があります。 ○特に誤嚥性肺炎の予防のために、口腔管理を実施する歯科医療機関等も含めた、多職種連携による対策を図ること 【脳卒中維持期】 ○歯科については、口腔管理、摂食・嚥下リハビリテーションを実施すること
「計画の位置づけ」において、「学校保健安全法」の位置づけはどうなっているか。	P25	「計画の位置づけ」欄については、循環器病対策法に記載された県計画を記載。 「学校保健安全法」については、小児期循環器病対策（学校検診）において記載。
新型コロナウイルス感染症等も反映し、「非常時」のことも考えた計画をいれていただきたい。	P26	④災害時の循環器対策を記載